

保険指導に関する方針

○関与先の実情に応じた保険指導を行います。

- ・関与先の経営状況等実情に応じ、関与先にふさわしいと思われる保険指導を行います。未成年者の方、特に15歳未満の方を被保険者とする場合には、適正な保障額が設定されるよう適切な保険指導を行います。
- ・また、金利、為替などの変動により元本割れが生じるリスクがある商品（変額保険、個人変額年金保険など）は、関与先の購入目的、投資経験、年齢、収入の状況などに十分留意し保険指導を行います。

○関与先の立場に立った保険指導を行います。

- ・関与先と十分な打合せを行い、関与先のニーズに合致した保険指導を行います。
- ・保険指導を行う場所・時間帯については、関与先のご都合に十分配慮します。

○法令等を遵守した適正な保険指導を実践します。

- ・法令等を遵守した保険指導を行います。
- ・関与先の情報は適切な取扱いを行い、プライバシー保護に努めます。
- ・関与先本位でかつより高度な保険指導が実践できるよう、当事務所の研修制度に基づき、きめ細かな教育・研修に務めます。

※当保険指導方針は、金融商品の販売等に関する法律第9条に基づき策定したものです。

●お問い合わせは…

堂本会計事務所 担当者：堂本 道信

住所：〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2丁目4-8
長堀プラザビル8F

TEL：06-6262-0855